

# いじめ防止基本方針



令和5年 4月  
佐倉市立志津中学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切である。また、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になる。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

志津中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存である。

### 【参照】

◎いじめ防止対策推進法（法律第71号） 文部科学省

#### ○第一条（目的）

この法律は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### ○第三条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

#### ○第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法（第二条第一項）

### 3. いじめの態様

いじめは、「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれている。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になる。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがある。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合もある。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くある。

具体的には以下のようなことがあげられる。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報が無断で掲載されるもの）
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### 【参照】

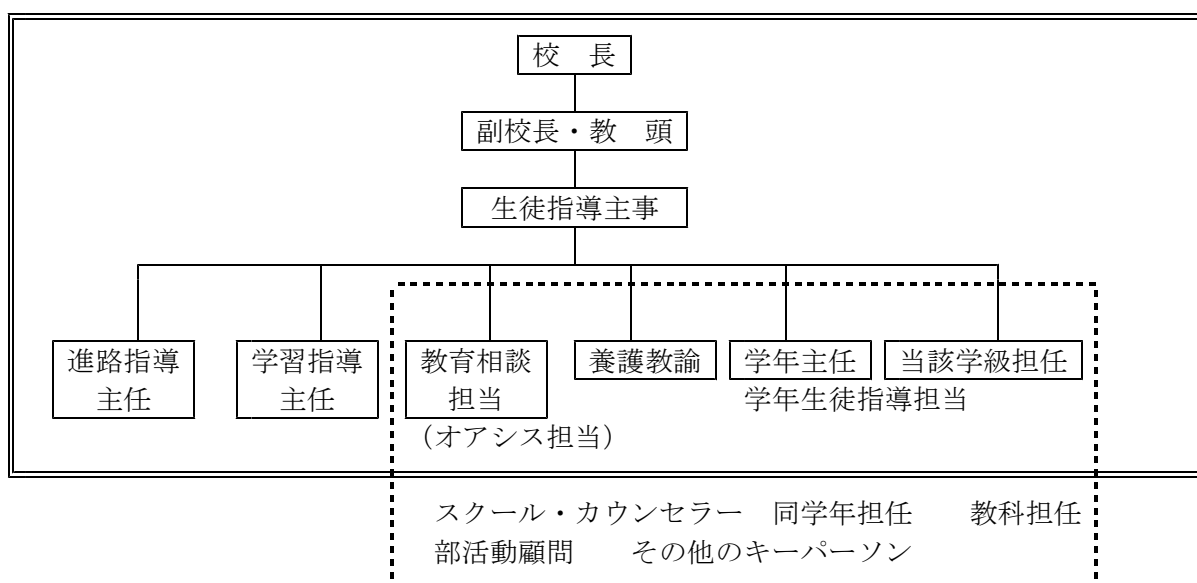
○いじめ防止対策推進法（法律第71号） 文部科学省

○第四条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

### 4. 学校いじめ対策の組織

☆学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。



### ①いじめ対策会議

#### ○メンバー

校長，副校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，生徒指導担当教員，学年主任，教育相談担当（オアシス担当），養護教諭，スクールカウンセラー

・学期に1回開催（計3回）

#### ○役割

- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し
- ・いじめの相談，通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

### ②生徒指導部会議

#### ○メンバー

校長，副校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導担当教員，養護教諭，教育相談担当（オアシス担当），状況に応じてスクールカウンセラー

#### ○役割

- ・1週間に1回開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童児童生徒の問題行動などに係る情報の収集及び記録
- ・来週の重点事項の確認等
- ・いじめ相談窓口としての役割

### ③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

#### ○メンバー

校長，副校長，教頭，生徒指導主事，生徒指導担当教員，養護教諭，教育相談担当（オアシス担当），関係学年主任，関係学級担任，関係部活動顧問，状況に応じてスクールカウンセラー及び外部関係機関関係者（佐倉市教育委員会，北総教育事務所，県スーパーバーザー，児童青少年課，児童相談所，佐倉警察署生活安全課等）

#### ○役割

- ・いじめ情報があった場合に招集
- ・情報の収集及び記録
- ・具体的な対応策の検討（決定）及び情報の共有
- ・重大事案が起こった場合は、すぐに佐倉市教委に連絡すると共に、緊急会議を開き、外部機関との連携をはかる。

### 【参照】

◎いじめ防止対策推進法（法律第71号） 文部科学省

#### ○第三条 第二項（基本理念）

いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

#### 第三項

いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

○第七条 (学校の設置者の責務)

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

○第八条 (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

○第十五条 第一項 (学校におけるいじめの防止)

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

○第十八条 第二項

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

○第二十二条 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援である。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していく。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行う。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、学校全体で暴力や暴言を許さないという意識を育て、温かい人間関係づくりを心がけていく。

### (1) 授業について

- ・それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指す。また、基礎基本の充実に努めながら、表現力の向上を目指す。そのため、

- ①生徒に自己決定の場を与える
- ②生徒に自己存在感を与える
- ③共感的人間関係を育成する

という3点に基づき、積極的に授業改善を図っていく。

## (2) 道徳教育の充実☆

- 指導目標：人間関係形成能力の育成 ～適切な規範意識を持ち，社会に適応する人格を育成する～
- 生徒の実態：明るく活動的な生徒が多いが，時間のけじめをつけたり，場に応じた言動を苦手とする生徒がいる。また，人との関わりの中で，誤解を生じたり，友達に対して行き過ぎた言動が見られる。
- 各学年の道徳重点目標
  - 1 学年：行動に責任を持ち，集団生活の向上を願う生徒を育てる。
  - 2 学年：正しい判断力と行動力を身に付け，他を思いやる言動がとれる生徒を育てる。
  - 3 学年：高い理想を追求し，自分を向上させる意欲に満ちた生徒を育てる。仲間や家族を大切にし，人に優しく感謝の気持ちをもって生活できる生徒を育てる。
- いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権意識の高揚を図る。
- 思いやりや生命，人権を大切にする指導の充実に努める。

## (3) 体験学習の充実

- 達成感や感動，人間関係を深められる体験活動を企画し，実施する。
  - ・全学年：体育祭，合唱祭，大志祭 ボランティア活動（公募）
  - ・1 学年：校外学習，職業人に学ぶ
  - ・2 学年：職場体験またはそれにかわるもの。
  - ・3 学年：修学旅行

## (4) 相談体制の整備

- 教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整える。
  - ・定期的な教育相談を，年間3回毎学期に設定する。（6月・11月・2月）
  - ・生徒が希望したときには，いつでも面談ができる体制を整える。
  - ・スクールサポーターや心の相談員の存在を周知させる。
  - ・スクールカウンセラーの柔軟な活用を図る。
  - ・常設の相談箱を設置する。

## (5) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組む。
  - ・いじめに関するアンケートを年間3回行う。
  - ・結果の集計や分析には学年職員を中心に，複数の教員であたる。
  - ・アンケート実施時に、常設の相談箱の広報を行う。

## (6) 生徒会を中心とした取り組み

- 生徒会活動により，いじめ防止を訴え，解決を図れるような，自治的な活動に取り組む。
  - ・いじめゼロ宣言
  - ・生徒総会，全校評議会，生徒集会等での話し合い等

## (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や，その使われ方を知ってもらい，自ら問題の解決に

あたれるよう指導していく。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたる。
- ・外部から講師を招き、情報モラル教室の実施を行う。(5・6月)
- ・特別活動での情報教育を行う。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談する。

#### (8) 部活動について

○部活動は仲間づくりの場であり、心と体を成長させる場であることを意識し、過度の競争意識、勝利至上主義等から誘発されるいじめが起こらないように気を配り指導を行う。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたる。
- ・集団活動を通して仲間意識を高め、他を思いやる言動ができる生徒を育成する。

#### (9) 保護者への啓発活動☆

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行う。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行う。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行う。
- ・スクールカウンセラーや心の相談員等の周知、紹介を行う。
- ・学校以外でのいじめの相談・通報窓口を便りやポスター等を通しての啓発活動を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針をホームページ（HP）に登載する。
- ・学校評価の評価項目に位置づける。

#### (10) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応☆

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめの防止 教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個々の指導計画を活用した情報共有を行いつつ当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒へのいじめの防止  
言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係わる生徒へのいじめ防止  
性同一障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒へのいじめの防止

被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ・ 新型コロナウイルス関係で感染者、濃厚接触者、体調が悪い欠席の生徒、及びその家族がいじめを受けないように配慮する。

#### 【参照】

○第十六条 第一項 (いじめの早期発見のための措置)

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第三項

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

#### 第四項

学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

○第十九条 第一項 (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

#### 第三項

インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

## 6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要となる。全ての大人（教員、保護者、地域住民等）が連携し、生徒のささいな変化に気付くことが、早期発見につながるものである。しかしながら、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していく。



## (1) 事実の確認

- いじめの情報に敏感に対応していく。
  - ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守る。
  - ・いじめについて相談することや通報することの大切さを指導する。
  - ・生活ノートから気になることを発見する。
  - ・生徒や保護者からの情報を大切にする。
  - ・生徒や保護者からの申し立てがあった場合、速やかな情報共有を行う。
  - ・他の教職員からの情報を共有しあう。
- 事実の確認を正確に行う。
  - ・いじめ対策委員会を設置し、いじめ情報の確認を行い、いじめとして認定する。
  - ・いじめの情報を確認・認定したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応する。
  - ・当該児童児童生徒、関わりのある生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握する。
  - ・具体的な情報を、詳しく整理して記録する。(時系列、生徒別等)
  - ・確認したことをもとに、事実を確定する。
- 指導方針を決定する。
  - ・いじめ対策委員会を設置し、いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、指導方針を迅速に検討する。
  - ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたる。

## (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

- 事実関係を確実に伝える。
  - ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明する。
  - ・学校の指導方針(過程)を説明し、協力を依頼する。
  - ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
- いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたる。
  - ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去するよう努める。
  - ・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
  - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
  - ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮する。
  - ・いつでも相談できる体制を作り、臨機応変に対応する。

## (3) いじめを行った生徒への指導

- 行った行為については、毅然とした指導をする。
  - ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の

よい人間関係の構築につながる支援を行う。

- ・自分を省みなかったり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
- ・いじめを受けた生徒の辛さに気づかせ、自分が行った行為が絶対に許されないものであるという自覚を持たせる。
- ・いじめを受けた者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進める。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

#### (4) いじめを傍観した生徒への指導

○いじめを認識しながらこれを放置することに対する指導をする。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させる。
- ・いじめを許さない心情を深め、人権意識の高揚を図る。

#### (5) いじめを行った保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いする。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡する。
- ・いじめを行った生徒同席で、事実関係の確認を行う。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

○良い面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していく。

- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行う。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接する。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝える。

#### (6) 継続的な見守り，指導，助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続する。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援する。(いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒とも)
- ・いじめを受けた生徒には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続する。

#### (7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたる。

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報する。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡する。

(8) いじめの解消について☆

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態を少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談で確認する。

**【参照】**

○第二十三条 第一項 (いじめに対する措置)

学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第二項

学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

第三項

学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

第四項

学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

第五項

学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六項

学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

○第二十五条 (校長及び教員による懲戒)

校長及び教員は，当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

## 7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合とする。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 30日を超える長期欠席が続く場合                   を想定する。

### (1) 事実関係を明確にするための調査について

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行う。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・早急に当事者、関わりのある生徒からアンケートや聞き取り等による情報提供と収集を行う。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査する。）
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。

### (2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供について

- ・調査の結果については、丁寧に説明する。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行わない。

### (3) 重大事件が発生した場合の対応について

- ・重大事態が発生した場合には、毅然とした対応で臨む。
- ・直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為に当たる場合は、警察や児童相談所などの関係機関に相談し、連携のもとで、指導に当たる。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにも関わらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡し、連携を深めながら対応する。

### (4) 機関との連携について

- ・重大事態に該当するいじめの情報の教育委員会への報告後、改めて文書による報告を行う。
- ・「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーのみならず、第三者の召集も必要に応じて行う。

### 【参照】

○第二十八条 第一項 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)  
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 第二項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### 第三項

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## 8, 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解(職員研修) ・保護者へ「いじめ対策についての説明」 ・・・ホームページ ・情報モラル教室(クラス・学年) ・1学年校外学習?
5月	・体育祭 ・3年修学旅行	・定期的なアンケートの実施
6月	・進路説明会① ・教育相談, 三者面談 ・定期テスト① ・1・2年校外学習	・教育相談②(1・2年) ・話し合い活動(各学級)
7月	・印旛郡総合体育大会	・いじめ対策会議の実施
8月		・職員研修会 ・いじめ防止子どもサミット
9月	・印旛郡新人大会 ・定期テスト②	

	・生徒会役員選挙	
10月	・進路説明会 ・合唱祭	・定期的なアンケートの実施
11月	・合唱祭 ・三者面談,保護者面談 ・定期テスト③	・特別活動での情報教育
12月		
1月	・1学年職業人に学ぶ ・教育相談	・定期的なアンケートの実施
2月	・定期テスト④	
3月	・大志祭 ・卒業式	・いじめ対策会議の実施 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理,作成

## 9. その他

- ・毎週1回の定例の生徒指導部会でいじめに関する事象を確認する。
- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行う。
- ・年度末のいじめ問題への取り組みの分析を行い、これに基づいた次年度のいじめ対策をとることとする。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととする。

### 【参照】

○第三十四条 (学校評価における留意事項)

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

☆印は国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の平成29年3月14日付けの最終改訂の内容を受けての部分です。

